



故阿久澤四郎敍勲の件

右謹テ裁可ヲ仰ク

昭和二十一年十一月十二日

内閣總理大臣 吉田

茂



昭和二十一年十一月十一日

内閣書記官長

内閣副書記官長

内閣事務官

内閣總理大臣

守

賞勳局總裁



故阿久澤四郎ハ昭和三年三月社團法人日本放送協會ニ入り爾來十八年餘専ラ技術部門ヲ擔當シ技師副參事ヲ歴テ本年六月技術局工務部機材課長ト爲リ川口放送所ニ於ケル施設ノ調整運用ニ執掌シ以テ放送事業ノ發達ニ貢獻シ來レル處客月上旬同協會内ニ勞働爭

内

閣

議發生シ放送ノ機能全ク停止セル結果
 放送事業ノ一部國家管理ノ下ニ置カル、
 ニ及ヒ同人ハ臨時放送ニ關スル遞信省事
 務ヲ囑託セラル、ヤ優秀ナル技術ト知
 識トヲ傾倒シテ川口放送所ニ於ケル所要
 施設ノ調整ニ膺リ以テ至難トセラレタル放
 送再開ニ關スル一切ノ技術的措置ヲ講ジ
 ツ、アリタル處客月十四日電氣施設ヲ點
 檢中感電シ遂ニ殉職セル趣ニ付此際特
 ヲ授ケラレ度此段允裁ヲ仰ク
 追テ本件擬敘勲等ニ付テハ主務省
 ト協議濟ニ有之候

官秘乙第五六。號

昭和二十一年十月二十一日

逋信大臣一松定吉



内閣總理大臣 吉田 茂 殿

稟 請

特別叙勲の件

叙勲五等授瑞寶章 阿久澤 四郎

右は別紙の通り多年我が國放送事

業の向上發展に盡瘁して功績ある者であらうがこの度放送事業の一部國家管理に伴いその要員として職務に従事中十月十四日殉職したので特に生前の日附で頭書の通り叙勲の御詮議を願いたく事蹟を具して稟請致します

功 績 調 査 書

故從六位 阿久澤 四 郎

同人ハ昭和三年^{三月}東京高等工業學校ヲ卒業スルヤ直ニ社團法人日本放送協會ニ入り、爾來廣島中央放送局技術部、技術局工務部、同技術部等ニ勤務シ、昭和二十一年十月十四日殉職ニ至ル迄十八年餘ノ久シキニ亘リ、同協會ノ技術部門ヲ擔當シ、技師、副參事、技術局工務部機材課長等ヲ歴任シテ、常ニ區擧ナル研究ヲ遂ゲ、斯業ノ育成強化ニ盡瘁セル所歟カラザルモノアリ。就中

昭和十二年八月ヨリ同二十一年六月、技術局工務部機材課長ニ榮進スル迄ノ
間ハ、川口放送所ニ勤務シ、同所ニ於ケル技術的權威トシテ専ラ困難ナル放
送施設ノ調整運用ニ執筆シ、日夜事業ノ爲心血ヲ注ギ其ノ向上發展ニ貢獻シ
來リタル感觸々昭和二十一年十月、同協會經營者ト従業員組合トノ勞働爭議
ニ端ヲ發シ、大正十四年三月、事業創始以來輝カシキ業績ヲ殆シタル我が國
ノ放送事業ハ十月五日午前七時十分、遂ニ其ノ機能ヲ全ク停止スルニ至レリ。

政府ハ事業ノ公共性ト重要性トニ鑑ミ其ノ暴措ヲ甚ダ遺憾トシ、紛議ノ圓滿
解決ト放送ノ再開ニ關シ、同協會ニ對シ極力善處ヲ促シタルガ、凡ユル努力
ハ水泡ニ歸シ、事態ハ遂ニ拾收ノ途ナキニ立到レリ。依テ政府ハ已ムヲ得ズ、
社會公共ノ保安ト必要最少限度ノ放送實施ノ方針ニ基キ、十月八日午前七時
ヲ期シ、國家管理ニ依ル放送ヲ開始スルニ及ビ、總テ紛爭ノ調停斡旋ニ奔走
シアリタル同協會ノ部課長會ヲ亦起ソテ國家管理ニ依ル放送再開ニ協力スル

コトトナリタルニ伴フ、同人ハ部課長會ノ一員トシテ、十月十一日附々以テ、臨時放送ニ關スル遞信省事務ヲ囑託セラレ、爾後川口放送所ニ於ケル所要施設ノ調整、點檢等ニ身ヲ以テ當リ、多年研鑽ノ該博ナル智識ト豊富ナル經驗トヲ傾倒シテ、至難トセラレタル放送再開ニ關スル一切ノ技術的措置ニ萬遺憾ナカラシメ又自ラ複雑ナル施設全般ノ調整ニ任ジ、不眠不休ノ努力ヲ續ゲツツアリタル折柄、十月十四日夕刻一旦歸宅セル同人ハ午後七時ノニュース終

了後、機器ニ變調アリトノ報ニ接シ、急遽同放送所ニ引返シ大電力放送用變調増幅器ノ點檢ニ從事中、大區空管ノ四、〇〇〇ボルトノグリッド導入線ニ接觸感電シ遂ニ殉職セルモノトス。之畢竟同人ガ夙ニ事業ノ本質ニ徹シ、之ガ運営ハ不偏公正ナルベキヲ認識シアリタル結果、四圍ノ情勢ニ捉ハルズ確平タル信念ヲ以テ敢然其ノ任ニ赴キ、放送事業ノ危機ニ身ヲ挺シ而シテ國家管理ニ依ル放送再開ニ偉大ナル貢獻ヲ效スト共ニ放送事業ノ爲尊キ礎石トナ

リタル千ノト謂フヲ俾ベク其ノ功績絶大ナルモノアリ。

原籍 群馬縣前橋市堅町二五
 生年月日 明治四十年十二月八日

年	月	日	任	免	賞	罰	其	他	事	項	官	廳
大九	四		縣立前橋中學校	入學								
一四	三		同校	卒業								
	四		東京高等工業學校	電氣科	入學							
昭三	三		同校	同科	卒業							
	三	二七	見習	命	給							社団法人日本放送協會中國支部
	七	六	技手	命	給							
	三	一	給月俸	七拾圓								
	三	一一	技術部勤務	命	給							
	九	五	組織變更									
	五	一六	技手	命	給							

覆 歴 用 紙 (甲) 通 信 院

昭九	五、一六	給月俸壹千圓	社団法人 日本放送協會
一〇	二、九	廣島中央放送局技術部放送所勤務ヲ命ス	
一一	八、二〇	技術局工務部設計課勤務ヲ命ス	
一二	八、二〇	技術局技術部放送所勤務ヲ命ス	
		川口駐在ヲ命ス	
		川口ハ第一放送所トナル	
一三	一、二、二〇	本社事務取扱ヲ囑託ス	日本電信電話 工學株式會社
		給月手當金壹千五拾圓	
一四	一、二、九	陸軍省ノ事務ヲ囑託ス	陸軍省
		本社事務囑託ヲ解ク	日本電信電話 工學株式會社
		陸軍省事務囑託ヲ解ク	陸軍省
		技術ヲ命ス	
		給年俸壹千六百貳拾圓	社団法人 日本放送協會

一六	九、三〇	技術局放送所第一課勤務ヲ命ス	
一七	一、二、七	給六級俸（年額貳千貳百圓）	
		給五級俸（年額貳千四百圓）	
		陸軍省ノ事務ヲ囑託ス（但無給）	陸軍省
		陸軍ノ事務ヲ囑託ス	
		月手當貳千八百圓ヲ給ス	
		昭南軍政監部附ヲ命ス	
一八	一、一、一六	任陸軍司政官	
		敘高等官六等	内閣
		六級俸下賜	陸軍省
		補第二十五軍政監部附（昭南）	
		敘正七位	宮内省
一九	九、三〇	五級俸下賜	陸軍省
二〇	三、一五	補第七方面軍政監部附（昭南）	

履歴月氏(一)

通

言

完

昭二〇	三三一	陸結高等百五等	内閣
	六一	結從六位	内省
	一一一〇	依願免本官	内閣
	一一一一	副参事ヲ命ス	
		給七級俸（年額参千貳百四拾圓）	
		技術局放送所第一送信課勤務ヲ命ス	社団法人 日本放送協會
	三三一	給年俸五千貳百八拾圓	
	六一五	技術局工務部機材課長ヲ命ス	
	一〇一一	遞信省事務ヲ囑託ス	遞信省
	一〇一二	死亡（殉職）	



故特定郵便局長奈良慶治敘勲の件
 右謹テ裁可ヲ仰ク
 昭和二十一年十一月十二日
 内閣總理大臣吉田 茂

八